

## 特定建設作業に関する手続きの確認事項一覧（騒音・振動）

- 1 届出の詳細・・・2ページ
- 2 対象施設・・・・・・3ページ
- 3 指定地域及び規制基準・・・5ページ

## 1 届出の詳細

特定建設作業（騒音）の届出	
届出様式	様式第9 特定建設作業実施届出書
手続根拠	騒音規制法第14条
手続対象者	指定地域内において特定建設作業を実施しようとする者
提出時期	特定建設作業の作業開始の7日前まで
提出先	諏訪市役所 生活環境課
部数	正本1・副本1
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①案内図・配置図</li> <li>②杭配置図並びに作業内容を詳細に説明した図面</li> <li>③工事工程表</li> <li>④同意書（関連ファイルよりダウンロード）</li> <li>⑤確認書（関連ファイルよりダウンロード）</li> </ul>

特定建設作業（振動）の届出	
届出様式	様式第9 特定建設作業実施届出書
手続根拠	振動規制法第14条
手続対象者	指定地域内において特定建設作業を実施しようとする者
提出時期	特定建設作業の作業開始の7日前まで
提出先	諏訪市役所 生活環境課
部数	正本1・副本1
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①案内図・配置図</li> <li>②杭配置図並びに作業内容を詳細に説明した図面</li> <li>③工事工程表</li> <li>④同意書（関連ファイルよりダウンロード）</li> <li>⑤確認書（関連ファイルよりダウンロード）</li> </ul>

## 2 対象作業

※当該作業がその作業を開始した日に終わるものは対象となりません。

### ①騒音規制法に基づく特定建設作業（法第2条、施行令第1条）

	作業内容	届出を要するもの
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアーハンマ</li> <li>・油圧ハンマ</li> <li>・パイルエキストラクタ</li> <li>・ドロップハンマ</li> <li>・スチームハンマ</li> <li>・ディーゼルハンマ</li> <li>・振動くい打機 （振動パイルドライバ、 バイブロハンマ）</li> </ul>
2	びょう打機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>リベットハンマ （リベッター、 リベッティングハンマ、 リベットガン）</li> </ul>
3	<p>さく岩機を使用する作業</p> <p>※作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドハンマ （電動ピックを含む）</li> <li>・ハンドブレーカー</li> <li>・油圧ブレーカー （ジャイアントブレーカー）</li> <li>・ドリフタ ・ストーパ</li> <li>・レッドグリル</li> <li>・ジャックハンマ</li> <li>・クローラドリル</li> </ul>
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジン駆動方式</li> </ul>

5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートプラント</li> <li>・アスファルトプラント</li> </ul>
6	バックホウを使用する作業 ※ <sub>1</sub> （原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る。）	
7	トラクターショベルを使用する作業 ※ <sub>1</sub> （原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）	
8	ブルドーザーを使用する作業 ※ <sub>1</sub> （原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）	

※<sub>1</sub> 6～8 については、一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

②振動規制法に基づく特定建設作業（法第 2 条、施行令第 1 条）

	作業内容	届出を要するもの
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又は、くい打機くい抜機（圧入式くい打機くい抜機を除く。）を使用する作業。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアーハンマ</li> <li>・油圧ハンマ</li> <li>・ドロップハンマ</li> <li>・スチームハンマ</li> <li>・ディーゼルハンマ</li> <li>・振動くい打機 (バイブロハンマ)</li> </ul>
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアーハンマ</li> <li>・油圧ブレーカー (ジャイアントブレーカー)</li> </ul>

### 3 指定地域および規制

#### 指定地域一覧

指定地域	用途地域	備 考
1号区域	第一種低層住居専用 第二種低層住居専用 第一種中高層住居専用 第二種中高層住居専用 第一種住居 第二種住居 準住居	
	近隣商業 商業 準工業 工業	左の地域のうち学校、保育所、病院等、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内
2号区域	近隣商業 商業 準工業 工業	
	工業専用	指定地域外

#### 規制一覧 **適用除外（道路工事、鉄道工事、電気工事、災害・非常事態など）あり。**

規制種別	区域の区分	騒音規制法	振動規制法
基準値	1号・2号	85 d b	75 d b
作業時間	1号	午後7時から翌午前7時以外	
	2号	午後10時から翌午前6時以外	
1日あたりの作業時間	1号	10時間／日を超えないこと	
	2号	14時間／日を超えないこと	
作業日数	1号・2号	連続6日を越えないこと	
作業日	1号・2号	日曜日その他の休日は禁止	

※基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値